

福井県報

号 外 第 54 号

令 和 8 年
7 月 2 4 日 (金)

火 曜 日 発 行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

条 例

※福井県核燃料税条例（29・税務課）	3
※福井県県税条例および福井県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する 条例（30・同）	6
※福井県一時保護委託者の登録等の基準に関する条例（31・児童家庭課）	14
※福井県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例（32・ 同）	15
※福井県地域未来基金条例（33・産業労働部政策推進グループ）	23
※外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例および 地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による知事の調査等の対象とな る法人を定める条例の一部を改正する条例（34・労働政策課）	24

本号で公布する条例のあらまし

◇福井県核燃料税条例（条例第29号 税務課）

- 1 法定外普通税として核燃料税を課することとした。（第1条関係）
- 2 核燃料税の賦課徴収に関し必要な事項を定めることとした。（第3条および第4条関係）
- 3 核燃料税の価額割、出力割および搬出促進割の納税義務者を発電用原子炉の設置者とする
こととした。（第5条関係）
- 4 核燃料税の出力割および搬出促進割の課税期間を定めることとした。（第6条関係）
- 5 核燃料税の課税標準は、価額割にあっては発電用原子炉に挿入された核燃料の価額と
し、出力割にあっては各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とし、搬出
促進割にあっては各課税期間の末日現在において5年を超えて貯蔵されている使用済燃
料の重量とすることとした。（第7条関係）
- 6 核燃料税の税率は、価額割にあっては100分の9とし、出力割にあっては1の課税
期間ごとに1,000キロワットにつき6万5,000円とし、搬出促進割にあっては
1の課税期間ごとに1キログラムにつき500円とすることとした。ただし、廃止措置
計画の認可を受けた日の属する月の翌月以降における出力割の税率は、2分の1とす
ることとした。（第8条関係）
- 7 核燃料税の徴収については、申告納付の方法によることとした。（第9条および第1
0条関係）
- 8 この条例は、施行日から起算して5年を経過した日に、その効力を失うこととした。
（附則第4項関係）
- 9 この条例は、地方税法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起
算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

◇福井県県税条例および福井県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（ 条例第30号 税務課）

- 1 個人県民税関係
所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額があ
る場合に個人住民税から控除する措置を5年間延長することとした。（附則第5条の6
関係）
- 2 不動産取得税関係
新築された住宅の課税標準額から1,200万円を控除し、税負担を軽減する措置に
ついて、災害リスクの高い場所での新築を抑制するため、新たに災害危険区域内の住宅
を適用対象外とすることとした。（第60条の2関係）
- 3 この条例は、次に定める日から施行することとした。
(1) 1 令和9年1月1日

(2) 2 令和11年4月1日

◇福井県一時保護委託者の登録等の基準に関する条例（条例第31号 児童家庭課）

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、一時保護委託者の登録等の基準を定めることとした。（第1条関係）
- 2 登録一時保護委託者の一般原則を定めるとともに、基準に関し必要な事項は、この条例に定めるものを除くほか、基準府令の定めるところによるものとした。（第5条関係）
- 3 この条例は、令和8年10月1日から施行することとした。

◇福井県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例（条例第32号 児童家庭課）

- 1 国の認定こども園の設備および運営の基準に係る関係省令の改正に伴い、職員の配置および学級編制基準の改正を行うこととした。
 - (1) 満3歳以上の学級編制基準を原則30人以下に引き下げることとした。
 - (2) 満3歳児の職員配置の改善に係る経過措置の終期を令和10年3月31日までとすることとした。
 - (3) 理学療法士等を保育士とみなす特例措置を規定することとした。
 - (4) 主務保育教諭および主務養護教諭の規定を整備することとした。
- 2 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、児童対象性暴力等の防止に関する規定を整備することとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2については、令和8年12月25日から施行することとした。

◇福井県地域未来基金条例（条例第33号 産業労働部政策推進グループ）

- 1 国の地域未来戦略を踏まえ、地域産業の成長発展に資する事業に要する経費の財源に充てるため、福井県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによることとした。（第2条関係）
- 3 基金の管理に関し必要な事項を定めることとした。（第3条から第7条関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例および地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例（条例第34号 労働政策課）

- 1 外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例の一部改正関係
外郭団体の出資比率の減少に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（別表関係）
- 2 地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正関係
外郭団体の出資比率の減少に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（本則関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

福井県核燃料税条例を公布する。

令和8年7月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第29号

福井県核燃料税条例

(課税の根拠)

第1条 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第4号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質（以下「核燃料物質」という。）を発電用原子炉に燃料として使用できる形状または組成としたものをいう。
- (3) 使用済燃料 発電用原子炉に燃料として使用した核燃料物質をいう。
- (4) 発電用原子炉施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。
- (5) 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
- (6) 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。
- (7) 搬出促進割 使用済燃料の重量を課税標準として課する核燃料税をいう。

(賦課徴収)

第3条 核燃料税の賦課徴収については、法令またはこの条例に定めがあるもののほか、福井県県税条例（昭和25年福井県条例第53号）の定めるところによる。

(課税地)

第4条 核燃料税の課税地は、発電用原子炉の所在地とする。

(納税義務者)

第5条 核燃料税は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額によって、発電用原子炉の設置者に課する。

- (1) 発電用原子炉への核燃料の挿入 価額割額
- (2) 発電用原子炉を設置して行う運転および廃止に係る事業 出力割額
- (3) 発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵 搬出促進割額

(課税期間)

第6条 この条例において「課税期間」とは、出力割および搬出促進割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 令和8年度 11月10日から12月31日までおよび翌年1月1日から3月31日までの各期間
- (2) 令和9年度から令和12年度まで 4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで、10月1日から12月31日までおよび翌年1月1日から3月31日までの各期間
- (3) 令和13年度 4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日までおよび10月1日から10月31日までの各期間

2 前項の規定にかかわらず、出力割の課税期間は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間をそれぞれ1の課税期間とみなす。

- (1) 前項各号に規定する各期間の中途において原子炉等規制法第43条の3の34第3項の規定により読み替えて準用する原子炉等規制法第12条の6第8項の規定による確認（以下「廃止措置の終了の確認」という。）を受けた場合（第4号および第6号に掲げる場合を除く。） 廃止措置の終了の確認を受けた日の属する前項に規定する期間の初日から当該廃止措置の終了の確認を受けた日の属する月の末日まで
- (2) 前項各号に規定する各期間の中途において原子炉等規制法第43条の3の11第3項の規定による使用前事業者検査の確認（以下「原子炉等規制法による使用前事業者検査の確認」という。）を受けたことおよび電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定による使用前検査（以下「電気事業法による使用前検査」という。）に合格したこといずれにも該当することとなった場合（第5号および第6号に掲げる場合を除く。） 原子炉等規制法による使用前事業者検査の確認を受けた日または電気事業法による使用前検査に合格した日のいずれか遅い日（以下「使用前検査終了日」という。）から前項に規定する期間の末日まで
- (3) 前項各号に規定する各期間の中途において原子炉等規制法第43条の3の34第2項に規定する廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）の認可を受けた場合（次号から第6号までに掲げる場合を除く。） 廃止措置計画の認可を受けた日の属する前項に規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日までおよび当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から前項に規定する期間の末日まで
- (4) 前項各号に規定する各期間の中途において廃止措置計画の認可を受け、および廃止措置の終了の確認を受けた場合（第6号に掲げる場合を除く。） 廃止措置計画の認可を受けた日の属する前項に規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日までおよび当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から当該廃止措置の終了の確認を受けた日の属する月の末日まで

(5) 前項各号に規定する各期間の中途において原子炉等規制法による使用前事業者検査の確認を受けたことおよび電気事業法による使用前検査に合格したことのいずれにも該当することとなった場合で、かつ、各期間の中途において廃止措置計画の認可を受けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 使用前検査終了日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日までおよび当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から前項に規定する期間の末日まで

(6) 前項各号に規定する各期間の中途において原子炉等規制法による使用前事業者検査の確認を受けたことおよび電気事業法による使用前検査に合格したことのいずれにも該当することとなり、ならびに廃止措置計画の認可を受け、ならびに廃止措置の終了の確認を受けた場合 使用前検査終了日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日までおよび当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から当該廃止措置の終了の確認を受けた日の属する月の末日まで

3 前項各号の「前項各号に規定する各期間の中途」には、当該各期間の初日および末日を含むものとする。

（課税標準）

第7条 核燃料税の課税標準は、次の各号に掲げる核燃料税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 価額割 発電用原子炉に挿入された核燃料（当該核燃料の発電用原子炉への挿入に対して既に核燃料税の価額割が課され、または課されるべきであったものを除く。第10条第1項において同じ。）の価額

(2) 出力割 各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力（前条第2項第1号、第4号または第6号に掲げる場合にあっては、廃止措置の終了の確認を受けた日の前日における発電用原子炉の熱出力）

(3) 搬出促進割 各課税期間の末日現在において発電用原子炉施設に貯蔵されている使用済燃料（その価額を核燃料勘定（電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第24条に規定する核燃料勘定をいう。）（当該勘定を設けない場合にあっては、これに類する勘定）から除去し、または備忘価額とした日から起算して5年を経過したものに限る。）に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量

2 前項第1号の価額は、電気事業会計規則第25条および第26条の規定により算定した取得原価またはこれらの規定の例により算定した取得原価とする。

3 第1項第2号の熱出力は、原子炉等規制法第43条の3の5第1項の規定により許可を受けた原子炉の同条第2項第3号に規定する熱出力とする。ただし、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定により変更の許可を受けた場合は、当該変更の許可を受けた原子炉の熱出力とする。

4 前項に規定するもののほか、課税期間が3月に満たない場合における第1項第2号の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を3で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたと

きは、これを1月とする。

5 第1項第3号の重量は、課税期間が3月に満たない場合には、当該重量に当該課税期間の月数を乗じて得た重量を3で除して得た重量とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（税率）

第8条 核燃料税の税率は、次の各号に掲げる核燃料税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 価額割 100分の9

(2) 出力割 1の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、6万5,000円

(3) 搬出促進割 1の課税期間ごとに1キログラムにつき、500円

2 廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月以降における出力割の税率については、前項第2号に規定する税率の2分の1とする。

（徴収の方法）

第9条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

（申告納付の手続等）

第10条 核燃料税の納税義務者は、価額割にあっては、発電用原子炉に核燃料を挿入したときにおいて、次の各号に掲げる挿入の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日の属する月の翌月の末日までに、規則で定めるところにより、当該価額割の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る税額を納付書によって納付しなければならない。

(1) 発電用原子炉の最初の使用の日前に行われた当該発電用原子炉への核燃料の装荷に係る挿入 使用前検査終了日から起算して2月を経過した日

(2) 発電用原子炉についての原子炉等規制法第43条の3の16第2項の規定による定期事業者検査の期間内に行われた当該発電用原子炉への核燃料の装荷に係る挿入 当該定期事業者検査に係る原子炉等規制法第61条の2の2第1項第1号ロの規定による実施状況の検査が終了した日

(3) 前2号に掲げる挿入以外の発電用原子炉への核燃料の装荷に係る挿入 当該装荷が終了した日

2 核燃料税の納税義務者は、出力割にあっては、課税期間の末日の翌日から起算して2月以内に、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る税額を納付書によって納付しなければならない。

3 核燃料税の納税義務者は、搬出促進割にあっては、課税期間の末日の翌日から起算して2月以内に、規則で定めるところにより、当該搬出促進割の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る税額を納付書によって納付しなければならない。

4 前3項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申

告に係る課税標準または税額を修正しなければならない場合には、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を知事に提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

（更正または決定の通知）

第11条 法第276条第4項の規定による核燃料税の更正または決定の通知、法第278条第7項の規定による核燃料税の過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第279条第5項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知をしようとする場合においては、核燃料税の納税者に対し、規則で定めるところにより、更正または決定の通知書を交付するものとする。

（不足税額等の納付手続）

第12条 核燃料税の納税者は、前条の更正または決定の通知を受けた場合において、不足税額（更正による不足税額または決定による税額をいう。）があるときは、当該不足税額ならびにこれに対する延滞金額および過少申告加算金額、不申告加算金額または重加算金額を前条の通知書に記載された納期限までに、納付書によって納付しなければならない。

（核燃料税に係る特例）

第13条 核燃料税の賦課徴収については、福井県県税条例第4条第1項、第7条および第10条の規定は、適用しない。

2 核燃料税の賦課徴収についての福井県県税条例第9条第1項および第2項の適用については、これらの項中「この条例」とあるのは「この条例および福井県核燃料税条例（令和8年福井県条例第29号）」とする。

3 法第20条の2に規定する公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この項において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を本庁舎の掲示板に掲示し、または公示事項を本庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする。

（規則への委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、施行日以後の発電用原子炉への核燃料の挿入、発電用原子炉を設置して行う運転および廃止に係る事業ならびに発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵に

ついて適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に廃止措置計画の認可を受けている場合の出力割の税率については、第8条第1項第2号に規定する税率の2分の1とする。

（この条例の失効）

4 この条例は、施行日から起算して5年を経過した日（以下「失効日」という。）に、その効力を失う。ただし、失効日前において発電用原子炉への核燃料の挿入、発電用原子炉を設置して行う運転および廃止に係る事業ならびに発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵に対して課した、または課すべきであった核燃料税の賦課徴収については、この条例は、失効日以後も、なおその効力を有する。

福井県県税条例および福井県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第30号

福井県県税条例および福井県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(福井県県税条例の一部改正)

第1条 福井県県税条例(昭和25年福井県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第25条の2 (略) 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第45条の2第1項各号または第3項に規定する事項に相当するものおよび次項の規定による付記された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)は、<u>法第45条の2第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</u> 3 (略) (第1種プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用) 第57条の2の3 <u>消費税法第15条の2第1項に規定する電気通信利用役務の提供が同項に規定するデジタルプラットフォーム(次条において「デジタルプラットフォーム」という。)</u>を介して行われるものであって、その対価について同項に規定する第1種プラットフォーム事業者を介して収受するものである場合には、<u>当該第1種プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。</u> <u>(第2種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの節の規定の適用)</u> 第57条の2の4 <u>消費税法第15条の3第1項各号に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであって、その対価について同項</u>	第25条の2 (略) 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第45条の2第1項各号または第3項に規定する事項に相当するものおよび次項の規定による付記された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)は、<u>同条第1項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</u> 3 (略) (特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用) 第57条の2の3 <u>消費税法第2条第1項第4号の2に規定する国外事業者が国内(法第72条の78第2項第1号に規定する国内をいう。)</u>において行う同項第8号の3に規定する電気通信利用役務の提供(同項第8号の4に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。<u>以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。)</u>が同法第15条の2第1項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであって、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者(以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。)を介して収受するものである場合には、<u>当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。</u>

に規定する第2種プラットフォーム事業者を介して収受するものである場合には、当該第2種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。

(譲渡割および貨物割の課税標準)

第57条の3 (略)

(不動産取得税の課税標準の特例)

第60条の2 住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、施行令第37条の16に規定するものに限る。）（法第73条の14第1項各号に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が同項第1号イからホまでに掲げる区域外または都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域のうち法第73条の14第1項第2号イもしくははロに掲げる区域外にあった場合における当該住宅を除く。第71条第1項において「特定区域内住宅」という。）の新築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。）を除く。）をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に規定するもの）について1,200万円を価格から控除する。

2 (略)

3 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で施行令第37条の19第1項に規定するものをいう。第71条第3項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令第37条の19第2項に規定する基準に適合するものとして同条第3項に規定するものをいう。第71条第2項および第3項、第72条第2項ならびに第74条第2項において同じ。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸について、当該住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除するものとする。

4・5 (略)

(譲渡割および貨物割の課税標準)

第57条の3 (略)

(不動産取得税の課税標準の特例)

第60条の2 住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、施行令第37条の16に規定するものに限る。）をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に規定するもの）について1,200万円を価格から控除する。

2 (略)

3 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で施行令第37条の18第1項に規定するものをいう。第71条第3項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令第37条の18第2項に規定する基準に適合するものとして同条第3項に規定するものをいう。第71条第2項および第3項、第72条第2項ならびに第74条第2項において同じ。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸について、当該住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除するものとする。

4・5 (略)

6 第3項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類

ア 当該住宅が施行令第37条の19第3項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

イ (略)

7～12 (略)

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第71条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（特定区域内住宅を除くものとし、施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条、次条第2項および第74条第2項において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第39条の2の4第2項に規定するもの）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

(1)～(3) (略)

2～8 (略)

9 第2項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類（第60条の2第6項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類

ア 当該土地の上にある住宅が施行令第37条の19第3項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

イ (略)

6 第3項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類

ア 当該住宅が施行令第37条の18第3項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

イ (略)

7～12 (略)

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第71条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条、次条第2項および第74条第2項において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第39条の2の4第2項に規定するもの）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

(1)～(3) (略)

2～8 (略)

9 第2項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類（第60条の2第6項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類

ア 当該土地の上にある住宅が施行令第37条の18第3項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

イ (略)

10・11 (略)

附 則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の6 知事は、平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条において「居住年」という。)が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第1項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第20条および第20条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額(居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)を加算した額)の100分の2に相当する金額(当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2 (略)

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得または同条第12項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

10・11 (略)

附 則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の6 知事は、平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条において「居住年」という。)が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第1項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第20条および第20条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額(居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)を加算した額)の100分の2に相当する金額(当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2 (略)

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得または同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第11条の5 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、法附則第34条の2第2項に規定するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなる場合においては、同条第13項に定めるところによる。

3 (略)

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、法附則第34条の2第4項の規定に該当するときは、同項に定めるところによる。

5 第2項後段の規定により課されることとなる県民税の所得割については、法附則第34条の2第14項第1号および第3号に定めるところによる。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第12条の4の2 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書()とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「前条」とあるのは「前条または法附則第35条の4の2第4項において準用する法第45条の2第4項」と、同条第2項中「法第45条の2第1項から第4項まで」とあるのは「法第45条の2第1項から第4項までまたは法附則第35条の4の2第4項において準用する法第45条の2第4項」とする。

4 (略)

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第13条 知事は、当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得および雑所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額として施行令附則第18条の6の4第1項の規定により計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、法附則第35条の3の6第1項に規定

第11条の5 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、法附則第34条の2第2項に規定するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなる場合においては、同条第11項に定めるところによる。

3 (略)

4 第2項後段の規定により課されることとなる県民税の所得割については、法附則第34条の2第12項第1号および第3号に定めるところによる。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第12条の4の2 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書()とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「前条」とあるのは「前条または法附則第35条の4の2第4項において準用する法第45条の2第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第4項までまたは法附則第35条の4の2第4項において準用する法第45条の2第4項」とする。

4 (略)

第13条から第16条まで 削除

する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、法附則第35条の3の6第2項各号および第3項に定めるところによる。

(特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除)

第14条 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第25条の規定による申告書（法附則第35条の3の7第4項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第18条の6の5第1項の規定により、当該納税義務者の前条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第38条の2第1項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の6の5第2項の規定により計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第18条の6の5第3項の規定により計算した金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

- 4 第1項の規定の適用がある場合における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第38条の3第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「前条」とあるのは「前条または法附則第35条の3の7第4項において準用する法第45条の2第4項」と、同条第2項中「法第45条の2第1項から第4項まで」とあるのは「法第45条の2第1項から第4項までまたは法附則第35条の3の7第4項において準用する法第45条の2第4項」とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合には、法附則第35条の3の7第6項に定めるところによる。
- 第15条および第16条 削除

（福井県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 福井県県税条例等の一部を改正する条例（令和7年福井県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中福井県県税条例第20条の3第1項第2号の改正規定を次のように改める。

第20条の3第1項第2号を次のように改める。

- (2) 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条または附則第4条第1項の規定により知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中福井県県税条例第25条の2および附則第12条の4の2の改正規定ならびに第2条の規定 公布の日
- (2) 第1条中福井県県税条例附則第11条の5の改正規定および附則第4条第3項の規定 令和10年1月1日
- (3) 第1条中福井県県税条例第57条の2の3の改正規定および同条の次に1条を加える改正規定ならびに附則第2条の規定 令和10年4月1日
- (4) 第1条中福井県県税条例第60条の2および第71条の改正規定ならびに附則第3条の規定 令和11年4月1日
- (5) 第1条中福井県県税条例附則第13条から第16条までの改正規定および附則第4条第4項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1条第17号に掲げる規定の施行の日

（地方消費税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の福井県県税条例（以下「新条例」という。）第57条の2の4の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に事業者が行う新条例第57条の2の4に規定する資産の譲渡に係る地方消費税について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第3条 新条例第60条の2第1項の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例第71条第1項の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産

の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（県民税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の県民税に関する部分（新条例第25条の2および附則第12条の4の2の規定を除く。）は、令和9年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和8年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第5条の6の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）もしくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅および同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）もしくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等または当該特例増改築等に係る部分に限る。）または同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）もしくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）もしくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）または同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例附則第11条の5第4項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第11条の5第1項の土地等の譲渡について適用する。

4 新条例附則第13条および第14条の規定は、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

福井県一時保護委託者の登録等の基準に関する条例を公布する。

令和8年7月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第31号

福井県一時保護委託者の登録等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の2第2項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法および一時保護委託者の登録等に関する基準（令和8年内閣府令第16号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、登録一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

(登録一時保護委託者の一般原則)

第4条 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第33条第1項または第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(一時保護委託者の登録等の基準)

第5条 登録一時保護委託者の基準は、この条例に定めるものを除くほか、基準府令の定めるところによるものとする。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

福井県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 7 月 2 4 日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第 3 2 号

福井県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例

(福井県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第 1 条 福井県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成 1 8 年福井県条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
附 則 (施行期日)			附 則 (施行期日)		
1 (略) (認定こども園の職員資格に係る特例)			1 (略) (認定こども園の職員資格に係る特例)		
2 (略)			2 (略)		
3 別表第 1 の 1 の部(2)の項右欄アおよびイただし書の規定により置かなければならない保育士については、当分の間、幼稚園免許状所有者または小学校教諭もしくは養護教諭の普通免許状（同項右欄イ本文に規定する普通免許状をいう。次項および附則第 7 項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、 <u>主務養護教諭</u> および養護教諭として従事している者を除く。次項および附則第 7 項において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、同部(2)の項右欄イただし書(イ)の規定は、適用しない。			3 別表第 1 の 1 の部(2)の項右欄アおよびイただし書の規定により置かなければならない保育士については、当分の間、幼稚園免許状所有者または小学校教諭もしくは養護教諭の普通免許状（同項右欄イ本文に規定する普通免許状をいう。次項および附則第 7 項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭および養護教諭として従事している者を除く。次項および附則第 7 項において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、同部(2)の項右欄イただし書(イ)の規定は、適用しない。		
4～6 (略)			4～6 (略)		
7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、別表第 1 の 1 の部(1)の項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の 3 分の 1 を超えてはならない。			7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、別表第 1 の 1 の部(1)の項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の 3 分の 1 を超えてはならない。		
別表第 1 の 1 の部(2)の 項右欄ウ	<u>アの規定により置かなければ ならない保育士</u>	特定理学療法士等	附則第 3 項	別表第 1 の 1 の部(2)の項右欄 <u>アおよびイただし書の規定に より置かなければならない保 育士</u>	幼稚園免許状所有者または小 学校教諭もしくは養護教諭の <u>普通免許状を有する者</u>
附則第 3 項	別表第 1 の 1 の部(2)の項右欄 <u>アおよびイただし書の規定に より置かなければならない保 育士</u>	幼稚園免許状所有者または小 学校教諭もしくは養護教諭の <u>普通免許状を有する者</u>			

附則第4項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

8 別表第1の1の部(2)の項右欄ウおよび附則第6項の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該認定こども園の保育士の資格を有する者（別表第1の1の部(2)の項右欄ウただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第1（第3条関係）

幼稚園または保育所等に係る基準

区分		基準
1 職員に関する基準	(1) 職員の設置に係る基準	(略)
	(2) 職員の資格に係る基準	ア・イ (略) ウ アおよびイの規定により置かなければならない保育士については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）または障がい児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっ

附則第4項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第1（第3条関係）

幼稚園または保育所等に係る基準

区分		基準
1 職員に関する基準	(1) 職員の設置に係る基準	(略)
	(2) 職員の資格に係る基準	ア・イ (略)

		ては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
	(3) (略)	(略)
2 学級に関する基準	(1) 学級の編制に係る基準	次に掲げるところにより、学級を編制することであること。 ア (略) イ 1の学級に係る子どもの数が <u>30人</u> を超えないものであること。
	(2)・(3) (略)	(略)
3～7 (略)		(略)
8 教育および保育の実施に関する基準		ア (略) イ 職員は、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしないものであること。
9・10 (略)		(略)
11 管理および運営に関する基準	(1)～(4) (略)	(略)
	(5) 児童対象性暴力等の防止等に係る基準	設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じるも

	(3) (略)	(略)
2 学級に関する基準	(1) 学級の編制に係る基準	次に掲げるところにより、学級を編制することであること。 ア (略) イ 1の学級に係る子どもの数が <u>35人</u> を超えないものであること。
	(2)・(3) (略)	(略)
3～7 (略)		(略)
8 教育および保育の実施に関する基準		ア (略) イ 職員は、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしないものであること。
9・10 (略)		(略)
11 管理および運営に関する基準	(1)～(4) (略)	(略)

のであること。

(福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例(平成26年福井県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設備運営基準の向上) 第4条 (略) <u>(虐待等の禁止)</u> 第4条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第4条の3 設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。 (学級の編制の基準) 第5条 (略) 2 1学級の園児数は、<u>30人以下</u>を原則とする。 3 (略) (職員の数等) 第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭または保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。 2 (略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育および保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄	(設備運営基準の向上) 第4条 (略) (学級の編制の基準) 第5条 (略) 2 1学級の園児数は、<u>35人以下</u>を原則とする。 3 (略) (職員の数等) 第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭または保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。 2 (略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育および保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄

に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
1～4 (略)	(略)

備考

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号および附則第9項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭または講師であって、園児の教育および保育に直接従事する者の数をいう。

2～4 (略)

5 第1号に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）または障がい児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

。

4 (略)

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) (略)

(2) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭または養護助教諭

に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
1～4 (略)	(略)

備考

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号および附則第9項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭または講師であって、園児の教育および保育に直接従事する者の数をいう。

2～4 (略)

4 (略)

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) (略)

(2) 主幹養護教諭、養護教諭または養護助教諭

(3) (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2・3 (略)

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

4 (略)

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

5～7 (略)

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

8 (略)

9 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭および養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10 (略)

11 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

12 (略)

13 第6条第3項の表備考第5号および附則第9項から附則第12項までの規定により同表備考第1号に定める者を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者または看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者な

(3) (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2・3 (略)

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

4 (略)

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

5～7 (略)

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

8 (略)

9 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭および養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10 (略)

11 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第6条第3項の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

12 (略)

13 附則第9項から附則第12項までの規定により第6条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者ならびに看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者ならびに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければな

らびに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

14 第6条第3項の表備考第5号および附則第11項の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に定める者（同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

らない職員の数の3分の1を超えてはならない。

（福井県認定こども園の認定の要件に関する条例および福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
第3条 福井県認定こども園の認定の要件に関する条例および福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年福井県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 1 （略） （福井県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 2 子どもに対する教育および保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、第1条の規定による改正後の福井県認定こども園の認定の要件に関する条例（次項において「新条例」という。）別表第1の1の部(1)の項の規定（3歳以上4歳未満の子どもに対する教育および保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の福井県認定こども園の認定の要件に関する条例別表第1の1の部(1)の項の規定（3歳以上4歳未満の子どもに対する教育および保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 3 子どもに対する教育および保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、新条例別表第1の1の部(1)の項の規定（4歳以上の子どもに対する教育および保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の福井県認定こども園の認定の要件に関する条例別表第1の1の部(1)の項の規定（4歳以上の子どもに対する教育および保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおそ	附 則 （施行期日） 1 （略） （福井県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 2 子どもに対する教育および保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、第1条の規定による改正後の福井県認定こども園の認定の要件に関する条例別表第1の1の部(1)の項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の福井県認定こども園の認定の要件に関する条例別表第1の1の部(1)の項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

の効力を有する。

（福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 園児の教育および保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例（次項において「新条例」という。）第6条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例第6条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

5 園児の教育および保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の新条例第6条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例第6条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 園児の教育および保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例第6条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例第6条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中福井県認定こども園の認定の要件に関する条例別表第1の11の部(4)の項の次に1項を加える改正規定および第2条中福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例第4条の次に2条を加える改正規定（第4条の3に係る部分に限る。）は、令和8年12月25日から施行する。

（福井県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、第1条の規定による改正後の福井県認定こども園の認定の要件に関する条例別表第1の2の部(1)の項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

（福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第2条の規定による改正後の福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

福井県地域未来基金条例を公布する。

令和8年7月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県条例第33号

福井県地域未来基金条例

(設置)

第1条 地域産業の成長発展に資する事業に要する経費の財源に充てるため、福井県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、第1条に規定する経費の財源に充てるため、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例および地方自治法施行令第 1 5 2 条第 1 項第 3 号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 7 月 2 4 日
福井県知事 石田 嵩人
福井県条例第 3 4 号

外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例および地方自治法施行令第 1 5 2 条第 1 項第 3 号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例

(外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例の一部改正)
第 1 条 外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例（平成 1 6 年福井県条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第 1 条関係） 1 ～ 1 3 （略） <u>1 4</u> （略） <u>1 5</u> （略） <u>1 6</u> （略） <u>1 7</u> （略） <u>1 8</u> （略） <u>1 9</u> （略） <u>2 0</u> （略） <u>2 1</u> （略） <u>2 2</u> （略） <u>2 3</u> （略）	別表（第 1 条関係） 1 ～ 1 3 （略） <u>1 4 公益財団法人福井県労働者福祉基金協会</u> <u>1 5</u> （略） <u>1 6</u> （略） <u>1 7</u> （略） <u>1 8</u> （略） <u>1 9</u> （略） <u>2 0</u> （略） <u>2 1</u> （略） <u>2 2</u> （略） <u>2 3</u> （略） <u>2 4</u> （略）

(地方自治法施行令第 1 5 2 条第 1 項第 3 号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正)
第 2 条 地方自治法施行令第 1 5 2 条第 1 項第 3 号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例（平成 2 4 年福井県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 2 条第 1 項第 3 号に規定する県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している一般社団法人および一般財団法人ならびに株式会社のうち条例で	地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 2 条第 1 項第 3 号に規定する県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している一般社団法人および一般財団法人ならびに株式会社のうち条例で

定める法人は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

定める法人は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 公益財団法人福井県労働者福祉基金協会

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

